

広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程

広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前												
	<p>(定義) 第二条 (略) 一―五 (略) 六 企業団設立準備担当課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる企業団設立準備担当課長をいう。 七 上下水道システム企画担当課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる上下水道システム企画担当課長をいう。 八―十 (略)</p> <p>(経営部長、課長等の専決事項) 第八条 (略) 2 (略) 3 企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長は、その所掌に属する事務のうち、別表第一に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>(代理決裁権者及び代理決裁の順位) 第九条 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一―五 (略) 六 水道広域連携推進担当課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる水道広域連携推進担当課長をいう。 七―九 (略)</p> <p>(経営部長、課長等の専決事項) 第八条 (略) 2 (略) 3 水道広域連携推進担当課長は、その所掌に属する事務のうち、別表第一に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>(代理決裁権者及び代理決裁の順位) 第九条 (略)</p>												
別表第一（第八条関係） 課長専決事項	<table border="1"> <tr> <td>決裁区分 (略)</td> <td>第一順位者 (略)</td> <td>第二順位者 (略)</td> </tr> <tr> <td>課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長</td> <td>課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長があらかじめ指名する課員</td> <td></td> </tr> </table>	決裁区分 (略)	第一順位者 (略)	第二順位者 (略)	課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長	課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長があらかじめ指名する課員		<table border="1"> <tr> <td>決裁区分 (略)</td> <td>第一順位者 (略)</td> <td>第二順位者 (略)</td> </tr> <tr> <td>課長又は水道広域連携推進担当課長</td> <td>課長又は水道広域連携推進担当課長があらかじめ指名する課員</td> <td></td> </tr> </table>	決裁区分 (略)	第一順位者 (略)	第二順位者 (略)	課長又は水道広域連携推進担当課長	課長又は水道広域連携推進担当課長があらかじめ指名する課員	
決裁区分 (略)	第一順位者 (略)	第二順位者 (略)												
課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長	課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長があらかじめ指名する課員													
決裁区分 (略)	第一順位者 (略)	第二順位者 (略)												
課長又は水道広域連携推進担当課長	課長又は水道広域連携推進担当課長があらかじめ指名する課員													
別表第一（第八条関係） 課長専決事項	<p>一―十四 (略) 十五 予定価格二千万円未満の公有財産、物品及び債権並びに基金（以下「財産」という。）の取得及び処分 十五の二 予定価格二千万円未満の物品及び占有不動産の管理及び出納通知</p>	<p>一―十四 (略) 十五 予定価格二千万円未満の財産の取得及び処分</p>												

十六 (略)
 十七 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額五十万円未満の財産(物品を除く。)
 の賃貸借及び使用許可並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千万円未満の財産(物品を除く。)の賃貸借及び使用許可の更新
 十八 一件百万円未満の寄附受納(物品を除く。)の諾否の決定
 十九―三十七 (略)

十六 (略)
 十七 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額五十万円未満の物件の賃貸借及び使用許可並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千万円未満の物件の賃貸借及び使用許可の更新
 十八 一件百万円未満の寄附受納の諾否の決定
 十九―三十七 (略)

別表第二(第八条関係)

グループプリーダー専決事項

十一―十 (略)
 十一 予定価格五十万円未満の物品及び占有財産の管理及び出納通知
 十二 予定価格五十万円未満の物品の取得及び処分
 十三・十四 (略)

別表第二(第八条関係)

グループプリーダー専決事項

十一―十 (略)
 十一 物品の出納通知
 十二 一件五十万円未満の物品の要求
 十三・十四 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。